

## わいせつ事案防止に係る特別部会設置要綱

(設置)

**第1条** 教員によるわいせつ事案が連続して発生している状況を踏まえ、これらの事案を検証してその背景を探るとともに、類似の不祥事を防止するための方策について検討を行うため、「わいせつ事案防止に係る特別部会（以下「特別部会」という。）を置く。

(協議事項)

**第2条** 会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) わいせつ事案等の背景及び要因に関する事項
- (2) わいせつ等防止の取組みに関する事項
- (3) その他わいせつ等防止に関する事項

(委員)

**第3条** 特別部会は、別表に掲げる者（以下「部会委員」という。）をもって組織する。

(座長)

**第4条** 特別部会に座長を置く。

- 2 座長は、部会委員の中から、山形県教職員法令遵守委員会委員長の指名により定める。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(ワーキンググループ)

**第5条** 特別部会には、必要に応じワーキンググループを置くことができる。また、特別部会は、必要があるときには、委員以外の者に対し、特別部会に出席し、意見を陳述することを求めることができる。

- 2 ワーキンググループ及び意見の聴取に関する事項は、別に定める。

(庶務)

**第6条** 会議の庶務は、教育庁教職員課において処理する。

**附 則**

この要綱は、平成29年1月30日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。